

個人情報保護規程

平成17年 3月16日
独立行政法人日本貿易振興機構規程第50号
最新改正 令和7年 4月 1日

目次

第1章 総則

第1節 通則

第2節 保有個人情報及び加工情報等の管理体制

第3節 教育研修

第4節 職員の責務

第2章 個人情報、個人番号及び加工情報等の取扱い

第1節 個人情報及び個人番号の取得

第2節 保有個人情報等の利用及び提供

第3節 保有個人情報等及び加工情報等の管理

第4節 保有個人情報等及び加工情報等の取扱状況の記録

第5節 情報システムにおける安全の確保等

第6節 情報システム管理室の安全管理

第7節 保有個人情報等及び加工情報等の提供・取扱いの委託

第8節 派遣労働者の派遣を受ける場合の措置

第9節 保有個人情報等及び個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求

第10節 仮名加工情報の取扱いに係る義務

第3章 安全管理上の問題への対応

第4章 監査、点検及び見直し

第5章 補足

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「機構」という。)における個人情報及び個人番号の取扱いに関して遵守すべき義務等を定めることにより、機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 機構の個人情報、個人番号、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報、削除情報(匿名加工)、削除情報等(仮名加工)、個人関連情報、及び個人情報ファイルの取扱いは、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)並びにこの規程の定めるところによる。機構の業務に関連した活動に対して適用のある日本以外の国の個人情報及びこれに相当する情報の保護に関する法令の遵守については、グローバル個人データ保護規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程82号)の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において次に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- 二 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
 - イ 次に掲げる特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則（以下「個情委規則」という。）で定める基準に適合するもの
 - ① 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - ② 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ③ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - ④ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ⑤ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - ⑥ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - ⑦ 指紋又は掌紋
 - ロ 次に掲げる個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
 - ① 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第一号の旅券の番号
 - ② 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
 - ③ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第一号の免許証の番号
 - ④ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）
 - ⑤ 番号法（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
 - ⑥ 証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個情委規則で定める文字、番号、記号その他の符号であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証、介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証のいずれかのもの
 - ハ その他前イ及びロに準ずるものとして個情委規則で定める文字、番号、記号その他の符号
- 三 「仮名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じて当該イ及びロに定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - イ 第一号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- ロ 第一号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 四 「匿名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じて当該イ及びロに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- イ 第一号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- ロ 第一号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 五 「行政機関等匿名加工情報」とは、次のイ～ハのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書きに規定する情報を含む。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。
- イ 次のいずれかに該当するものでないもの
- ① 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - ② 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - ③ 機構の役員又は職員（派遣労働者を含む。以下「役職員」という。）若しくはこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（機構が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ④ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ⑤ 個人情報保護法第74条第1項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている個人情報（以下「記録情報」という。）の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - ⑥ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - ⑦ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - ⑧ 役職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - ⑨ 本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル
 - ⑩ 個人情報保護法第75条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - ⑪ 前①ないし⑩に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
 - ⑫ 機構が、個人情報保護法第75条第3項に基づき、記録項目の一部若しくは記録情報の収集方法若しくは記録情報を機構以外の者に経常的に提供する場合のその提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととした個人情報ファイル

- ロ 当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、機構が次のいずれかを行うこととなるものであること。
- ① 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
 - ② 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- ハ 機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、個人情報保護法第114条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 六 「削除情報（匿名加工）」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
- 七 「削除情報等（仮名加工）」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに、個情委規則で定める基準に従い行われた個人情報の加工方法に関する情報をいう。
- 八 「保有個人情報」とは、役職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役職員が組織的に利用するものとして機構が保有しているものをいう。ただし、法人文書に記録されているものに限る。
- 九 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
- ロ 前イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。
- 十 「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- イ 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ロ 前イに掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 十一 「個人番号」とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 十二 「本人」とは、個人情報及び個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 十三 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。なお、生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する。
- 十四 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 十五 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 十六 「行政機関等」とは、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人をいう。
- 十七 「課等」とは次に掲げるものをいう。
- イ 本部に設置する課及び室
 - ロ アジア経済研究所に置く課及び研究グループ
 - ハ アジア経済研究所に置くERIA連携室
 - ニ 日本食品海外プロモーションセンターに設置する課
 - ホ 組織規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第1号）第12条第3項、第70条第3項又は第91条第2項の規定により臨時に置かれる課又はこれに準ずるもの

へ 組織規程第3条第1項に規定する地域本部（ただし、大阪本部においては大阪本部に設置する課。）、貿易情報センター及び海外事務所

ト その他第4条に規定する総括個人情報保護管理者が特に定めるもの

第2節 保有個人情報及び加工情報等の管理体制

（総括個人情報保護管理者）

第4条 機構に、総括個人情報保護管理者を一人置くこととし、総務部担当理事をもって充てる。

2 総括個人情報保護管理者の業務は、次のとおりとする。

一 機構の保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）並びに仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報、削除情報（匿名加工）及び削除情報等（仮名加工）（以下「加工情報等」という。）の管理に関する事務及び個人情報保護管理者の行う事務の総括

二 保有個人情報等及び加工情報等に関する規程類及びマニュアルの整備

三 機構における保有個人情報等及び加工情報等のリスト、個人情報ファイル簿の整備

四 機構における保有個人情報等及び加工情報等の管理に関する事務の指導監督及び研修等の実施

五 機構における保有個人情報等及び加工情報等の保護に係る役割と責任体制を明確にした個人情報管理体制表の作成

（個人情報保護管理者）

第5条 各課等に、個人情報保護管理者を一人置くこととし、当該課等の長をもって充てる。ただし、第3条第1項第十七号ハに定めるアジア経済研究所に置くE R I A連携室においては、総括個人情報保護管理者の承認を得て、主幹、その他これに準ずる者からE R I A連携室の長が指名し、これに充てることができる。

2 個人情報保護管理者は、各課等における保有個人情報等及び加工情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等及び加工情報等を情報システムで取り扱う場合、個人情報保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

3 個人情報保護管理者の業務は、次のとおりとする。

一 各課等における保有個人情報等及び加工情報等のリスト、個人情報ファイル簿の作成

二 各課等における保有個人情報等及び加工情報等の管理に関する事務の指導監督及び研修等の実施

三 各課等における保有個人情報等及び加工情報等の管理の徹底及び点検

四 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（派遣労働者を含む。）並びにその役割の指定

五 各個人番号事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲の指定

六 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

七 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域の明確化及び物理的な安全管理の措置

（個人情報保護担当者）

第6条 各課等に、個人情報保護担当者を若干名置く。

2 個人情報保護担当者は、各課等の課長代理その他これに準ずる者のうちから、当該課等の個人情報保護管理者が指名し、総括個人情報保護管理者に通知するものとする。

3 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報等及び加工情報等の管理に関する事務を担当する。

（個人情報監査責任者）

第7条 機構に、個人情報監査責任者を一人置くこととし、監査室長をもって充てる。

2 個人情報監査責任者は、保有個人情報等及び加工情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

（保有個人情報保護委員会）

第8条 機構に、保有個人情報保護委員会を置くこととし、役員、本部各部長、DX推進室長、本部各部総括審議役、研究企画部長、日本食品海外プロモーションセンター事務局長、地域本部長及び個人情報保護監査責任

者をもって構成する。

- 2 保有個人情報保護委員会は、保有個人情報等及び加工情報等の管理に係る重要事項の審議及び監査その他の必要事項の報告を行う。
- 3 保有個人情報保護委員会は、総括個人情報保護管理者が召集し、定期又は随時に開催する。

第3節 教育研修

(教育研修計画の策定)

第9条 総括個人情報保護管理者は、年度毎の教育研修の計画を検討し、教育研修計画を作成しなければならない。

(教育研修の実施)

第10条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の取扱いに従事する役職員（派遣労働者を含む）に対し、保有個人情報等及び加工情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等及び加工情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等及び加工情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、課等の現場における保有個人情報等及び加工情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 個人情報保護管理者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報等及び加工情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(教育研修結果の保存)

第11条 総括個人情報保護管理者は、教育研修の結果を記録し、次回以降の教育研修に反映させなければならない。

第4節 職員の責務

(職員の責務)

第12条 機構の役職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者の指示に従い、個人情報及び個人番号並びに加工情報等を取扱わなければならない。

- 2 役職員は、個人情報及び個人番号並びに加工情報等の漏えい、滅失又はき損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及び役職員が規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

第2章 個人情報、個人番号及び加工情報等の取扱い

第1節 個人情報及び個人番号の取得

(保有の制限等)

第13条 課等は、個人情報及び個人番号を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 課等は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。
- 3 課等は、前二項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報及び個人番号を保有してはならない。
- 4 課等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第14条 課等は、本人から直接書面等に記録された当該本人の個人情報及び個人番号を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得及び不適切な利用の禁止)

第15条 課等は、偽りその他不正の手段により個人情報及び個人番号を取得してはならない。

- 2 個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の取得、収集又は保管をしてはならない。
- 3 課等が、本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。
- 4 課等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報及び個人番号を利用してはならない。

(特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第16条 課等は第一号の個人情報及び第二号から第六号までに掲げる種類の内容を含む個人情報については、取得してはならない。ただし、当該情報の取得についての当該本人の同意がある場合、法令に特段の規定がある場合、又は司法手続上必要不可欠である場合については、この限りではない。

- 一 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）が含まれる個人情報
イ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他個情委規則で定める心身の機能の障害があること。
ロ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
ハ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
ニ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 二 民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、その他社会的差別の原因となる事項
- 三 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- 四 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他政治的権利の行使に関する事項
- 五 保険医療及び性生活に関する事項
- 六 住民票コード

(本人以外からの取得)

第17条 課等は、個人情報及び個人番号を取得するときは、本人から直接取得しなければならない。

- 2 課等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外の者から個人情報及び個人番号を取得することができる。
一 本人以外の者から個人情報及び個人番号を取得することについて、法令に特別の定めがあるとき

- 二 人の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急に必要があるとき（個人番号については、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限る。）
- 三 出版、報道等により公知性が生じている個人情報を取得するとき
- 四 本人が第三者に提供することを了解している個人情報を取得するとき（個人番号を除く。）

第2節 保有個人情報等の利用及び提供

（利用及び提供の原則）

第18条 課等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、課等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報等を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（個人番号を除く。）
- 二 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報等を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報等を利用することについて相当な理由のあるとき（個人番号を除く。）
- 三 他の行政機関等に保有個人情報等を提供する場合において、保有個人情報等の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき（個人番号を除く。）
- 四 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報等を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報等を提供することについて特別の理由のあるとき（個人番号を除く。）
- 五 個人番号については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

3 前項の規定は、保有個人情報等の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 課等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報等の利用目的以外の目的のための機構の内部における利用を特定の役職員に限らなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

第19条 課等は、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を外国（個人の権利利益を保護する上で日本国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報規則で定めるものを除く。以下本条において同じ。）にある第三者（相当措置を講ずるために必要なものとして個人情報規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。）に提供する場合には、法令に基づく場合及び前条第2項第四号に掲げる場合を除くほか、当該外国の名称、適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を当該本人に提供した上で、あらかじめ当該本人から同意を得るものとする。

2 課等は、個人情報を外国にある第三者（前項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報等を提供した場合には、法令に基づく場合及び前条第2項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

第3節 保有個人情報等及び加工情報等の管理

（管理区分）

第20条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の情報漏えい等の防止その他の保有個人情報等及び加工情報等の適切な管理のために、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、次の表の右欄に掲げる管理区分に管理する。

秘匿性を有し、漏えいした場合、重大な支障が生じるおそれがあるため、厳重に管理することが適当と判断される保有個人情報等	管理A
管理Aに区分されるもの以外の保有個人情報等及び加工情報等であって、本人の数が千人以上のもの及びこれに準ずる管理が適当と判断されるもの	管理B
管理A又は管理Bに区分されるもの以外の保有個人情報等	管理C

2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等について、前項の管理区分に応じて、個人情報取扱等マニュアル（以下「マニュアル」という。）で保有個人情報等及び加工情報等の管理の要領を定めるものとする。

（アクセス制限）

第21条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等及び当該加工情報等にアクセスする権限を有する役職員とその権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 アクセス権限を有しない役職員は、保有個人情報等及び加工情報等にアクセスしてはならない。

3 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等及び加工情報等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（複製等の制限）

第22条 役職員が業務上の目的で保有個人情報等及び加工情報等を取り扱う場合であっても、個人情報保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等及び当該加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、役職員は、個人情報保護管理者の指示及びマニュアルに従い行う。

一 保有個人情報等及び加工情報等の複製

二 保有個人情報等及び加工情報等の送信

三 保有個人情報等及び加工情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報等及び加工情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第23条 個人情報保護管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報等が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 役職員は、保有個人情報等及び加工情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

（媒体の管理等）

第24条 役職員は、個人情報保護管理者の指示及びマニュアルに従い、保有個人情報等又は加工情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

2 役職員は、保有個人情報等又は加工情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

（誤送付等の防止）

第25条 役職員は、保有個人情報等又は加工情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の役職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

第26条 役職員は、保有個人情報等又は加工情報等、保有個人情報等又は加工情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示及びマニュアルに従い、当該保有個人情報等及び当該加工情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

2 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。

3 削除・廃棄を委託する場合には、必要に応じて役職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において削除及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

(外的環境の把握)

第27条 保有個人情報等又は加工情報等が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等又は加工情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第4節 保有個人情報等及び加工情報等の取扱状況の記録

(保有個人情報等リスト)

第28条 個人情報保護管理者は、別に定める保有個人情報等及び加工情報等リストを整備して、当該課等における保有個人情報等及び当該加工情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

2 前項の規定は、総括個人情報保護管理者が指定する秘匿性の低い保有個人情報等については、この限りではない。

3 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等のリストの作成及び保管にあたっては、秘密保全の必要性について十分留意しなければならない。

(個人情報ファイル簿)

第29条 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護法第75条の規定に基づき、機構の個人情報ファイル簿を整備する。

2 総括個人情報保護管理者は個人情報ファイル簿の整備にあたっては、秘密保全の必要性について十分留意しなければならない。

3 個人情報ファイル簿は、整備上必要な場合を除き、閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知等)

第30条 個人情報保護管理者は、個人情報ファイル（個人情報保護法第74条第2項に規定するものを除く。）を保有しようとするときは、あらかじめ総括個人情報保護管理者に個人情報保護法第74条第1項に定める事項を通知する。通知した事項を変更しようとするときも同様とする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第31条 個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第5節 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第32条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この節において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

2 個人情報保護管理者は、前項の場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第33条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等及び当該加工情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及び定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

2 個人情報保護管理者は、前項の場合には、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第34条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等及び加工情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等及び加工情報等を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第35条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第36条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第37条 個人情報保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等及び加工情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報等及び加工情報等の処理)

第38条 役職員は、保有個人情報等及び加工情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。個人情報保護管理者は、当該保有個人情報等及び当該加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第39条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化（適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等を含む。次項において同じ。）のために必要な措置を講ずる。

2 役職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報等及び加工情報等について、当該保有個人情報等及び当該加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第40条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等及び当該加工情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第41条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第42条 個人情報保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

- 2 役職員は、端末を外部へ持ち出すときには、情報システム運用規程に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第150号）第8条第3項第一号の規定により、情報システム運用規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第67号）第2条に規定する課室情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。
- 3 役職員は、端末を外部から持ち込むときには、情報システム運用規程に関する内規第8条第3項第四号の規定により、情報システム運用規程第5条に規定するシステム管理者の許可を得なければならない。
- 4 前項の規定は、システム管理者を、アジア経済研究所にあっては研究企画課長に、海外事務所にあつては当該事務所の個人情報保護管理者に、読み替えるものとする。

（第三者の閲覧防止）

第43条 役職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等及び加工情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

（入力情報の照合等）

第44条 役職員は、保有個人情報等の正確性を確保するため、保有個人情報等の重要性等に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

（バックアップの作成）

第45条 役職員は、保有個人情報等及び加工情報等の重要度に応じて、個人情報保護管理者の指示及びマニュアルに従い、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

（情報システム設計書等の管理）

第46条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

（システム管理者が講ずべき措置）

第47条 システム管理者は、個人情報保護管理者又は役職員が第32条から前条に規定する措置を講じるために、コンピュータ・システムに係る必要な措置を講ずる。

第6節 情報システム管理室の安全管理

（入退管理）

第48条 システム管理者は、保有個人情報等又は加工情報等を取り扱うルーター、サーバ、その他個人情報を大規模に扱う記憶装置又は通信機器等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム管理室」という。）がある場合には、かかる情報システム管理室に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の役職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等又は加工情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

2 システム管理者は、必要があると認めるときは、情報システム管理室の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 システム管理者は、情報システム管理室及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め（その定期又は随時の見直しを含む。）の整備、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（情報システム管理室の管理）

第49条 システム管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム管理室に施錠装置、警報装置及び監視設備等の措置を講ずる。

2 システム管理者は、災害等に備え、情報システム管理室に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第7節 保有個人情報等及び加工情報等の提供・取扱いの委託

(保有個人情報等及び加工情報等の提供)

第50条 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第三号及び第四号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、個人情報保護法70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。

2 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第三号及び第四号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報等を提供する場合には、個人情報保護法70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

3 個人情報保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第三号の規定に基づき行政機関等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずる。

4 個人情報保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を提供する場合には、個人情報保護法第107条第1項及び第113条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結したもの（以下「契約相手方」という。）から行政機関等匿名加工情報の提供等の実施に関する規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第79号）第5条第1項第七号に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括個人情報保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

5 保有個人情報等を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(委託先の選定)

第51条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の取扱い及び加工情報等の作成に係る業務を外部に委託する場合には、個人情報及び個人番号並びに加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、その委託する業務の重要性等に応じ、次の各号のいずれかを満たしている者から選定しなくてはならない。

- 一 プライバシーマーク又はこれに準ずる認証を取得していること
- 二 情報セキュリティマネジメントシステム又はこれに準ずる認証を取得していること
- 三 保有個人情報等及び加工情報等の取扱いについて、機構が求める水準を満たす内部規程を有する等必要な措置を講じていること

2 個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

(委託に関する事項の書面による確認)

第52条 委託に関する契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、保有個人情報等及び加工情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- 一 保有個人情報等及び加工情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- 二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本条及び第49条において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- 三 保有個人情報等及び加工情報等の複製等の制限に関する事項

四 保有個人情報等及び加工情報等の安全管理措置に関する事項

五 保有個人情報等及び加工情報等の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

六 委託終了時における保有個人情報等及び加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

七 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された保有個人情報等及び加工情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

2 前項の規定は、会計規程細則（独立行政法人日本貿易振興機構内規第48号）第25条に規定する軽易な契約についても準用し、必要に応じて覚書その他これに類する文書を締結又は取得しなければならない。

（委託の範囲）

第53条 保有個人情報等及び加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する保有個人情報等及び加工情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

（委託先の管理）

第54条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等及び加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報等及び加工情報等の秘匿性等その内容やその量に応じて、作業の管理体制及び実施体制や委託先における機構の保有個人情報等及び加工情報等の管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

2 個人番号関係事務、加工情報等の作成に係る業務又は加工情報等の取扱いの全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」において、機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

（再委託・再々委託先の管理）

第55条 委託先において、保有個人情報等及び加工情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第52条の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等及び加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前条の措置を実施する。保有個人情報等及び加工情報等の取扱いにかかる業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 個人番号関係事務、加工情報等の作成に係る業務又は加工情報等の取扱いの全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務、加工情報等の作成に係る業務又は加工情報等の取扱いにおいて取り扱う保有個人情報等及び加工情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第8節 派遣労働者の派遣を受ける場合の措置

（派遣労働者の秘密保持）

第56条 個人情報保護管理者は、当該課等の派遣労働者に対し、保有個人情報等及び加工情報等の適切な取扱いのために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

2 個人情報保護管理者は、当該課等の派遣労働者に対し、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者の指示に従い保有個人情報等及び加工情報等を取り扱うよう、指導する。

3 個人情報保護管理者は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等及び加工情報等の取扱いに関する事項を明記するとともに、派遣労働者と書面により秘密保持と保有個人情報等及び加工情報等の取扱いにつき確認する。

（サイバーセキュリティの確保）

第57条 保有個人情報等及び加工情報等を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第二号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基

準等を参考として、取り扱う保有個人情報等及び加工情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

第9節 保有個人情報等及び個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求

(保有個人情報等の提供時の措置要求)

第58条 課等は、利用目的のために又は個人情報保護法第69条第2項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報等の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報提供時の措置要求)

第59条 課等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第10節 仮名加工情報の取扱いに係る義務

(仮名加工情報の取扱い)

第60条 課等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個情委規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

第3章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び措置)

第61条 保有個人情報等及び加工情報等の情報漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役職員は、直ちに当該保有個人情報等及び当該加工情報等を管理する個人情報保護管理者に報告する。

2 個人情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（役職員に行わせることを含む。）ものとする。

3 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

4 総括個人情報保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに理事長に報告する。

5 総括個人情報保護管理者は、漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会（公的機関）（個人情報保護法第130条第1項に基づく公的機関をいう。以下同じ。）への報

告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、第1項から前項までと並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会（公的機関）による事案の把握等に協力する。

6 総括個人情報保護管理者は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）を把握した場合には、事実関係及び再発防止策について速やかに個人情報保護委員会に報告する。ただし、番号法に基づき、個情委規則に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（以下「重大事態」という。）に該当する事案については、個情委規則を根拠として個人情報保護委員会（公的機関）に報告する。又、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会（公的機関）に報告する。

7 総括個人情報保護管理者は、加工情報等が次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会に報告しなければならない。

一 第50条第4項、第61条第3項及び第4項の報告をするとき

二 第61条第5項及び第37条の措置を講じたとき

三 契約相手方が行政機関等匿名加工情報等の提供等の実施に関する規程第13条に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき

（再発防止措置等）

第62条 個人情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している課等に再発防止措置を共有する。

2 総括個人情報保護管理者は再発防止のための措置が取られた後に、効果の確認を行う。

（公表等）

第63条 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会（公的機関）への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等及び又は加工情報等の本人への連絡等の措置を講ずる。

（報告書の作成）

第64条 個人情報保護管理者は、第61条から前条に規定する事項の経過を報告書に取りまとめ、総括個人情報保護管理者に提出する。

第4章 監査、点検及び見直し

（監査）

第65条 個人情報監査責任者は、監査計画を立案し、保有個人情報等及び加工情報等の適切な管理を検証するため、本規程で定める措置の状況を含む機構等における保有個人情報等及び加工情報等の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を副理事長に報告する。

2 監査は、内部監査規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第48号）に基づき実施するものとする。

3 副理事長は、監査の結果を踏まえ、必要と認めるときは、その見直し等の措置を総括個人情報保護管理者に指示する。

（点検）

第66条 個人情報保護管理者は、各課等における保有個人情報等及び加工情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告する。

（評価及び見直し）

第67条 総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等及び加工情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるとき

は、その見直し等の措置を講ずる。

(行政機関との連携)

第68条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、経済産業省と緊密に連携して、保有個人情報等の適切な管理を行う。

第5章 補足

(内規の制定)

第69条 総括個人情報保護管理者は、この規程の実施に必要な事項に関し、理事長の承認を得て、内規を定めることができる。

(規程等の閲覧)

第70条 この規程は、その改定に係る作業その他その整備上必要な場合を除き、閲覧所に備えおき、一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定は、前条の規定により定めた内規について準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。